

第90回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

■ 開催日時

平成27年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階「芙蓉の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照の上、ご来場下さい。）
会場の部屋が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

■ 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

証券コード 5711
平成27年5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

 **三菱マテリアル株式会社**

取締役社長 竹内 章

第90回定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰り合わせご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数ながら以下のいずれかの方法により議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに当社に到達するようご送付下さい。（同封の「議決権行使書面・記載面保護シール」をご利用下さい。）

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使】

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までにインターネットにより賛否をご入力下さい。

敬 具

おって、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面を会場受付へご提出下さい。

再 拝

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階「芙蓉の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照の上、ご来場下さい。）
会場の部屋が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第90期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第90期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (4) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出下さい。

5. 当社ホームページに掲載する事項

- (1) 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款の定めに従い、以下の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人は、連結計算書類及び計算書類として、添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表も監査しております。
- (2) 万一、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について修正をすべき事情が生じた場合は、以下の当社ホームページに掲載して周知いたします。
<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/03/04/04-index.html>

以 上

株主総会参考書類(5頁～12頁)をご検討の上、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さい。
また、第90回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参下さい。
当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書面)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使書面に賛否をご表示の上、ご投函下さい。
平成27年6月25日(木曜日)午後6時到着分まで有効です。
(同封の「議決権行使書面・記載面保護シール」をご利用下さい。)

議決権行使書面

三菱マテリアル株式会社 御中

議決権の数

例	
議案	原案に対し
第 1 号	賛 否
第 2 号	賛 否

議決権の数

議決権の数に1年ごとに1個となります。

私は、平成27年6月26日開催の三菱マテリアル株式会社第90回定時株主総会（議決権または証券を含む）における各議案につき、右記（賛否を〇印で表示）の通り議決権を行使します。

平成27年 月 日

各議案につき、賛否の表示がある場合は、賛否の表示があるものとさせていただきます。

三菱マテリアル株式会社

議決権の数に1年ごとに1個となります。

お願

- 株主総会にご出席の際に、この部分を切り取らないで会場受付にご提出下さい。
- 株主総会にご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただくようお願い申し上げます。
- ①この部分を切り取り、左の議決権行使書面に賛否を「賛」または「否」と記載し、本紙の裏面（A4用紙）の下部の封筒に封入し、以下のいずれかの方法により郵送していただくようお願い申し上げます。
- ②インターネット・スマートフォンまたは携帯端末から<http://www.steeri.jp/ir/アクセス>の上、平成27年6月26日（本紙の裏面）の案内に従ってインターネットにより賛否をご入力下さい。
- ③この90回定時株主総会に関する事項についてお問い合わせの場合は、賛否ご記入をされた後、お忘れなされるお名前（苗字）とご住所（〒）とご氏名（フルネーム）とご電話番号（ご住所の市外局番）とを「お名前」欄に書き添えてお送り下さい。
- ④「お名前」欄に「株主総会」の文字が入っている場合は、議決権の案内に従って下さい。

（印の1）

（印の2）

（印の3）

（印の4）

（印の5）

（印の6）

（印の7）

（印の8）

（印の9）

（印の10）

（印の11）

（印の12）

（印の13）

（印の14）

（印の15）

（印の16）

（印の17）

（印の18）

（印の19）

（印の20）

（印の21）

（印の22）

（印の23）

（印の24）

（印の25）

（印の26）

（印の27）

（印の28）

（印の29）

（印の30）

（印の31）

（印の32）

（印の33）

（印の34）

（印の35）

（印の36）

（印の37）

（印の38）

（印の39）

（印の40）

（印の41）

（印の42）

（印の43）

（印の44）

（印の45）

（印の46）

（印の47）

（印の48）

（印の49）

（印の50）

（印の51）

（印の52）

（印の53）

（印の54）

（印の55）

（印の56）

（印の57）

（印の58）

（印の59）

（印の60）

（印の61）

（印の62）

（印の63）

（印の64）

（印の65）

（印の66）

（印の67）

（印の68）

（印の69）

（印の70）

（印の71）

（印の72）

（印の73）

（印の74）

（印の75）

（印の76）

（印の77）

（印の78）

（印の79）

（印の80）

（印の81）

（印の82）

（印の83）

（印の84）

（印の85）

（印の86）

（印の87）

（印の88）

（印の89）

（印の90）

（印の91）

（印の92）

（印の93）

（印の94）

（印の95）

（印の96）

（印の97）

（印の98）

（印の99）

（印の100）

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する下記の議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

<http://www.evotest.jp/>

議決権行使期限は平成27年6月25日(木曜日)午後6時までとなります。

詳細は次の頁をご参照下さい。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ*)から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使の期限は、**平成27年6月25日(木曜日)の午後6時まで**となっておりますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これら料金も株主様のご負担となります。

システム等
に関する
お問合わせ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ **0120-173-027**

受付時間 **9:00~21:00、通話料無料**

機関投資家
の皆様へ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「**機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム**」をご利用いただけます。

● 議案及びその参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号 施行日 平成27年5月1日）が施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 取締役及び監査役がより積極的に経営に参画し、その職責を十分に果たすことができるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができるよう、変更案第29条（取締役の責任免除）第2項及び変更案第38条（監査役の責任免除）第2項のとおりに変更するものであります。
- (2) 引用条文の条数変更に伴い、変更案第32条（監査役の任期）第3項のとおりに変更するものであります。

なお、変更案第29条（取締役の責任免除）第2項を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第29条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第29条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役<u>（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、<u>損害賠償責任の限度を</u>、法令に定める額とする契約を締結することができる。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第329条第2項の定めにより選任された補欠の監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の責任免除)

第38条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第329条第3項の定めにより選任された補欠の監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の責任免除)

第38条 この会社は、会社法第426条第1項の定めにより、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 この会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間に、損害賠償責任の限度を、法令に定める額とする契約を締結することができる。

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は、任期満了となりますので、コーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、社外取締役1名増員を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位、担当
1	や お ひろし 矢 尾 宏	取締役会長 再任
2	たけ うち あきら 竹 内 章	取締役社長 (全般統理) 再任
3	か とう とし のり 加 藤 敏 則	取締役副社長・インドネシア・カパー・スメルティング社 取締役CEO (社長補佐、危機管理関係担当) 再任
4	はま じ あき お 濱 地 昭 男	取締役副社長 再任 (社長補佐、物流資材・アルミ事業・関連事業関係担当)
5	いい だ おさむ 飯 田 修	常務取締役・金属事業カンパニー プレジデント 再任 (社長補佐、安全衛生・生産技術関係担当)
6	お の なお き 小 野 直 樹	常務取締役・セメント事業カンパニー プレジデント 再任 (社長補佐)
7	しば の のぶ お 柴 野 信 雄	常務執行役員 新任 (経営監査・経理・財務関係担当)
社外取締役候補者		
8	おか もと ゆき お 岡 本 行 夫	取締役 独立役員 再任
9	まつ もと たかし 松 元 崇	独立役員 新任

や お ひろし
矢尾 宏 (昭和21年8月2日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和44年 4月 当社入社
平成16年 6月 常務取締役
同 18年 6月 取締役副社長兼ユニバーサル製缶(株)
取締役社長
同 20年 4月 三菱アルミニウム(株) 取締役社長
同 22年 6月 当社取締役社長
同 27年 4月 取締役会長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

261,661株

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成26年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：6回／6回 (100%)

たけ うち あきら
竹内 章 (昭和29年12月4日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和52年 4月 当社入社
平成21年 6月 常務取締役
同 26年 4月 取締役副社長
同 27年 4月 取締役社長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

97,580株

〈担当〉

全般統理

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成26年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：6回／6回 (100%)

か とう とし のり
加藤 敏則 (昭和25年11月5日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和49年 4月 当社入社
平成20年 6月 常務取締役・
銅事業カンパニー プレジデント
同 23年 6月 取締役副社長・
銅事業カンパニー プレジデント
同 24年 6月 取締役副社長
同 27年 4月 取締役副社長・
インドネシア・カパー・スメルティング社
取締役CEO (現)

〈所有する当社の株式数〉

138,166株

〈担当〉

社長補佐、
危機管理関係担当

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成26年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：6回／6回 (100%)

株主総会参考書類

はま し あき お
濱地 昭男 (昭和29年7月13日生)

再 任

4



〈略歴及び当社における地位〉

昭和54年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社
平成21年 6月 当社執行役員・経営企画部門長
同 22年 6月 常務執行役員・経営企画部門長
同 23年 4月 常務執行役員・経営戦略部門長
同 24年 6月 常務取締役
同 27年 4月 取締役副社長 (現)

〈所有する当社の株式数〉

89,885株

〈担当〉

社長補佐、
物流資材・アルミ事業・関連事
業関係担当

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成26年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：6回／6回 (100%)

いい だ おさむ
飯田 修 (昭和32年5月20日生)

再 任

5



〈略歴及び当社における地位〉

昭和55年 4月 当社入社
平成16年 1月 銅事業カンパニー 製錬部長
同 22年 6月 直島製錬所長
同 23年 6月 執行役員・
銅事業カンパニー バイスプレジデント
同 25年 4月 常務執行役員・
銅事業カンパニー プレジデント
同 25年 6月 常務取締役・
銅事業カンパニー プレジデント
同 26年 4月 常務取締役・
金属事業カンパニー プレジデント
(現)

〈所有する当社の株式数〉

43,796株

〈担当〉

社長補佐、
安全衛生・生産技術関係担当

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成26年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：6回／6回 (100%)

おの なお き
小野 直樹 (昭和32年1月14日生)

再 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和54年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社
平成21年 6月 当社東谷鉱山長
同 23年 6月 米国三菱セメント社 取締役副会長
MCCデベロップメント社 取締役副会長
同 24年 6月 執行役員・
米国三菱セメント社 取締役副会長
MCCデベロップメント社 取締役副会長
同 26年 4月 常務執行役員・
セメント事業カンパニー プレジデント
同 26年 6月 常務取締役・
セメント事業カンパニー プレジデント
(現)

〈所有する当社の株式数〉

24,792株

〈担当〉

社長補佐

〈重要な兼職の状況〉

(株)ピーエス三菱 社外取締役

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成26年度)

定時：10回／10回 (100%) 臨時：4回／4回 (100%)

しば のぶ お
柴野 信雄 (昭和32年3月13日生)

新 任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和55年 4月 三菱鉱業セメント(株)入社
平成21年 6月 当社経理・財務部門財務室長
同 22年 6月 経理・財務部門長
同 23年 6月 執行役員・経理・財務部門長
同 24年 6月 執行役員・
電子材料事業カンパニー バイスプレジデント
同 27年 4月 常務執行役員 (現)

〈所有する当社の株式数〉

32,888株

〈担当〉

経営監査・経理・財務関係担当

〈重要な兼職の状況〉

(株)マテリアルファイナンス 取締役
社長

社外取締役候補者

おかもと ゆきお (昭和20年11月23日生)

独立役員 再任



〈略歴及び当社における地位〉

昭和43年 4月 外務省入省
平成 3年 1月 同省退官
同 3年 3月 (株)岡本アソシエイツ 代表取締役 (現)
同 12年 6月 当社取締役 (現)

〈所有する当社の株式数〉

133,090株

〈重要な兼職の状況〉

(株)岡本アソシエイツ 代表取締役
日本郵船(株) 社外取締役
(株)エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役

〈取締役会の出席回数及び出席率〉 (平成26年度)

定時：12回／12回 (100%) 臨時：4回／6回 (67%)

〈社外取締役候補者とした理由等〉

岡本行夫氏は、国際情勢に精通する専門家としての見地のほか、経営全般に関する見識を有しており、社外取締役として適任であることから選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。

8 〈他の株式会社の取締役、執行役又は監査役在任中に当該株式会社で行われた法令・定款違反等 (過去5年間)〉

岡本行夫氏が社外監査役を務めていた三菱自動車工業(株)において、同社の水島及びパワートレイン両製作所が、環境関係法令及び条例等に基づく必要な届出等を行わずに一部設備を使用していた事実が平成23年3月に判明しました。

また、同社の複数の施設において、PCB (ポリ塩化ビフェニル) が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が平成24年9月から12月にかけて判明しました。

また、同氏が社外取締役を務めている日本郵船(株)は、特定自動車運送業務に関し、平成26年3月に独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成26年12月に米国司法省との間で、米国反トラスト法に違反した事実を認め、罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意しました。

同氏は、いずれの事実にも関与しておらず、日頃から法令遵守の視点に立ち注意を喚起しておりました。また、当該事実の判明後は、徹底した調査及び再発防止を指示するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めております。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社と(株)岡本アソシエイツとの間に取引関係はありません。
- (2) 当社は、日本郵船(株)との間に石炭輸送等の取引関係があります。
- (3) 当社は、(株)エヌ・ティ・ティ・データとの間にITサービスの提供等の取引関係があります。



〈略歴及び当社における地位〉

昭和51年 4月 大蔵省（現財務省）入省
平成 7年 6月 同省主計局調査課長
同 9年 7月 同省主計局主計官
同 12年 7月 同省主計局法規課長
同 13年 7月 財務省主計局総務課長
同 15年 7月 同省大臣官房参事官
同 16年 7月 同省主計局次長
同 19年 7月 内閣府政策統括官（経済社会システム
担当）
同 21年 7月 同府大臣官房長
同 24年 1月 同府事務次官
同 26年 1月 同府顧問
同 26年 7月 ㈱第一生命経済研究所 特別顧問（現）

〈所有する当社の株式数〉

0株

〈重要な兼職の状況〉

㈱第一生命経済研究所 特別顧問

〈社外取締役候補者とした理由等〉

松元崇氏は、財務省及び内閣府の要職を歴任された経験から行・財政、金融その他経済全般に関する見識を有しており、社外取締役として適任であることから選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、国家公務員としての長年の豊富な経験と高度な専門的見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

〈兼職先との取引関係等〉

- (1) 当社と㈱第一生命経済研究所との間に取引関係はありません。
- (2) 松元崇氏は、平成27年6月23日付でイノテック㈱の社外取締役に就任する予定であります。

注1：各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注2：各候補者の所有する当社の株式数には、三菱マテリアル役員持株会における本人の持分数を含めております。

注3：岡本行夫氏及び松元崇氏は、社外取締役候補者であります。

注4：有用な人材の招聘を容易にするため、当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。これにより、当社は、岡本行夫氏との間で、責任限定契約を締結しており、また、新任の社外取締役候補者である松元崇氏が社外取締役に就任した場合には同氏と責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、以下のとおりであります。なお、本議案が承認可決され、岡本行夫氏が社外取締役に就任した場合、当該責任限定契約は、引き続き効力を有するものとしております。

・会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該社外取締役を免責する。

注5：当社は、岡本行夫氏を、㈱東京証券取引所の規定に基づく独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員）として、同取引所に届け出ております。また、松元崇氏を、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以 上



メモ欄

[illegible]

第90回 定時株主総会 会場ご案内図

会場

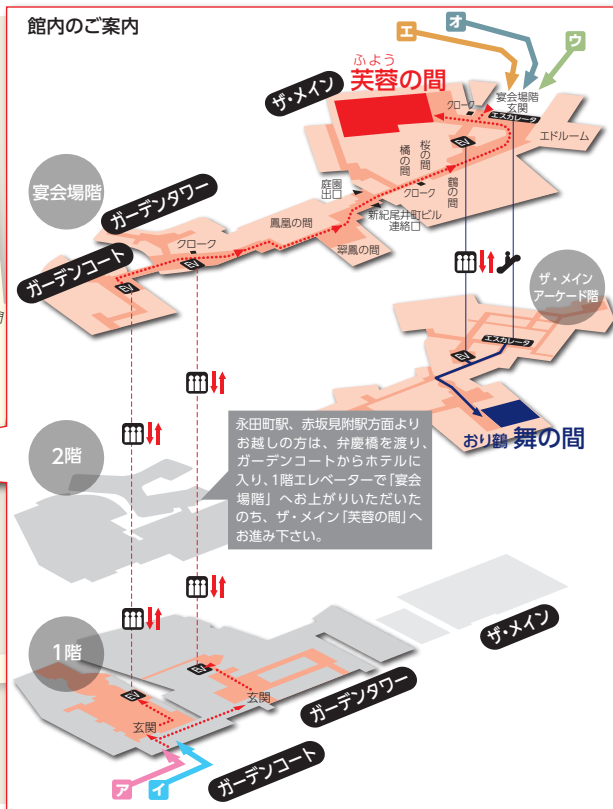
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階「芙蓉の間」

東京都千代田区紀尾井町4番1号 TEL.03-3265-1111(代)

会場の部屋が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



館内のご案内



交通	東京メトロ	赤坂見附駅 (銀座線・丸ノ内線) 永田町駅 (有楽町線・半蔵門線・南北線) 麹町駅 (有楽町線) 四ツ谷駅 (丸ノ内線・南北線)	D紀尾井町口より 徒歩約10分 7番口より 徒歩約10分 2番口より 徒歩約10分 1番口より 徒歩約10分
	JR	四ツ谷駅 (中央線・総武線)	麹町口・赤坂口より 徒歩約10分

※お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

ご案内

当社は、第90回定時株主総会終了後、「芙蓉の間」にて経営説明会を実施し、その後「おり鶴舞の間」にて当社の事業内容や製品を紹介する場を設ける予定としております。